

○揖斐川町事業所改修等奨励金交付要綱

平成26年3月24日

告示第34号

(目的)

第1条 この告示は、揖斐川町の地域経済の活性化を図ることを目的として、町内において創業又は新たな分野へ進出した者で、事業所を新築、改修又は空き家をリノベーションした者に対し、予算の範囲内において奨励金を交付するものとし、その交付に関しては、揖斐川町補助金等交付規則（平成17年揖斐川町規則第41号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 事業所 専ら事業に供するために揖斐川町内（以下「町内」という。）に建築するもの又は現に建築された建物をいう。
- (2) 空き家等 町内に建築された建物及びその附帯設備で、現に使用者がいない住居等という。
- (3) 事業活動 相当の期間事業をする意思を持って、事業に供する建物で、事業活動の実態があることをいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 町内において、事業所を建築、改修又は空き家等をリノベーションした者であること。
- (2) 奨励金の交付申請時において、申請者及び関係者に町税及びこれに準ずる納付金の滞納がないこと。
- (3) 交付を受けようとする建築物について、町が行う他の制度による補助金等を受けていない者であること。
- (4) この告示の施行日以降に、完成した事業所であること。

(交付対象経費)

第4条 奨励金の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、第1条に

規定する目的に資する事業所の建築、改修又は空き家等のリノベーションに要する経費とする。

(奨励金の額等)

第5条 奨励金の額は、交付対象経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、新築した場合、当該経費の2分の1に相当する額が100万円を超えるときは、100万円とし、改修又は空き家等をリノベーションした場合、当該経費の2分の1に相当する額が50万円を超えるときは、50万円とする。

(奨励金の交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、揖斐川町事業所改修等奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 奨励金対象建築物の場所を表示した位置図
- (3) 奨励金対象建築物の建物平面図（事業活動の用に供することとなる部分の面積が確認できるもの）
- (4) 申請する者の住民票又は申請する法人の登記簿の写し
- (5) 町税及びこれに準ずる納付金納付状況調査同意書（様式第2号）
- (6) 奨励金対象建築物の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し
- (7) 交付対象経費の領収書又は支払証拠書類の写し
- (8) 建築工事完成後の写真
- (9) 新たに事業を開始したことが確認できる書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(奨励金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、要件に該当し適当と認めるときは、揖斐川町事業所改修等奨励金交付決定通知書（様式第3号）により、奨励金を交付しないときは揖斐川町事業所改修等奨励金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

2 前項の規定による揖斐川町事業所改修等奨励金交付決定通知書をもって、交付額の確定の通知とみなすものとする。

(奨励金の交付請求)

第8条 前条第2項の規定により交付額の確定を受けた者が奨励金の交付を請求し

ようとするときは、揖斐川町事業所改修等奨励金交付請求書（様式第5号）により町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第9条 町長は、第7条第1項の規定により交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による交付の決定を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。

（2） 前号に掲げるもののほか、町長が奨励金の交付を不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、揖斐川町事業所改修等奨励金交付決定取消通知書（様式第6号）により、当該交付の決定を取り消した者に通知するものとする。

（奨励金の返還）

第10条 町長は、前条第1項の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、当該奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は前項の規定により奨励金を返還させようとするときは、揖斐川町事業所改修等奨励金返還通知書（様式第7号）により、当該奨励金を返還すべき者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、町長が定める期日までに奨励金を町長に返還しなければならない。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日告示第25号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第54号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。